

# 旅客特定車両停留施設の 移動等円滑化基準(バリアフリー基準)

---

# 特定車両停留施設におけるバリアフリー基準

- 「道路法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正を踏まえ、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を設立し、バリアフリー基準を検討

## 道路法等の一部を改正する法律 (R2.5)

### ■ 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進

特定車両停留施設（バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設）を道路附属物として位置付け



特定車両停留施設(イメージ)

## 構造及び設備に関する基準

### ■ 特定車両停留施設の構造等基準の策定

本検討会で検討

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (R2.5)

### ■ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

旅客特定車両停留施設（バス、タクシーを対象にした特定車両停留施設）をバリアフリー基準適合義務の対象に追加

### ■ 公共交通事業者等におけるソフト対策強化

旅客特定車両停留施設の事業者に対するソフト基準（スロープ板の操作、明るさの確保等）への適合義務を創設



スロープ板の操作(イメージ)



施設の明るさの確保(イメージ)

## 移動等円滑化基準(バリアフリー基準)等

- 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準の策定
- 旅客特定車両停留施設のソフト基準の策定

「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」で検討

## ハード基準

# 法律上の体系について

## 道 路 法

### 【法律】

第48条の31

特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

### 特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令(案)

#### 【省令】

##### 特定車両用場所

- 構造耐力
- 特定車両の出入口
- 諸設備の配置
- 誘導車及び操車場所
- 停留場所 等

##### 旅客用場所

- 乗降場
- 通路
- 待合所 等

##### その他設備

- 排水設備
- 換気設備 等

##### 施設特有の機能

- 交通結節機能の高度化のための構造
- 災害時対応のための構造及び設備

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

### 【法律】

第10条

道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

### 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(案)

#### 【省令】

##### 旅客用場所

- 乗降場
- 待合所
- 通路
- 等

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

## 旅客特定車両停留施設

- バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設(特定車両停留施設)のうち、旅客を対象とする特定車両停留施設(旅客特定車両停留施設)をバリアフリー基準適合対象に追加

### 特定車両用場所

- 誘導車路 (車両が走行する車路)
- 操車場所 (車両が転回等する場所)
- 停留場所 (車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所

構造等基準  
(道路法)を策定

### 旅客用場所

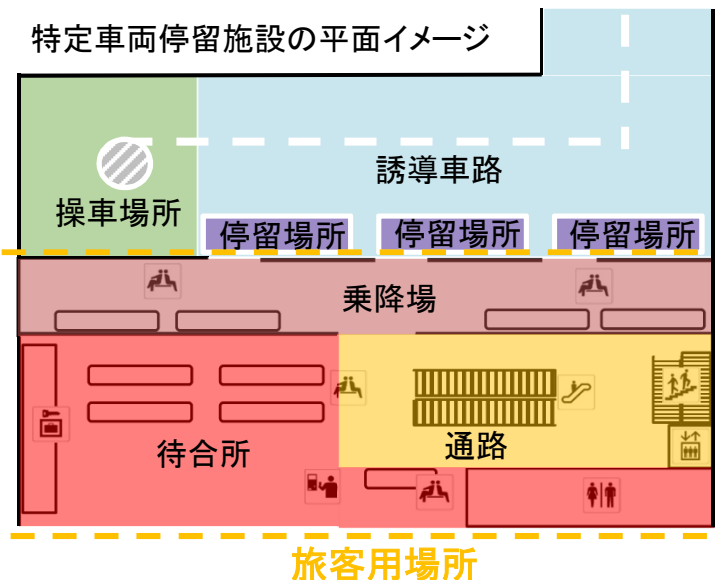
- 乗降場 (旅客が車両を乗降する場所)
- 通路 (乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)
- その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

### その他設備

- 排水設備
- 換気設備
- 等

構造等基準  
(道路法)を策定

特定車両停留施設の平面イメージ



## バリアフリー基準の適合義務の対象に追加

※乗降場ごとに少なくとも1経路以上はバリアフリー基準に対応  
(それ以外の経路は、構造等基準(道路法)を策定)

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

■ 旅客特定車両停留施設の旅客用場所(乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所)のバリアフリー基準を策定

⇒ 既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準(公共交通移動等円滑化基準)を参考に基準を策定

＜バリアフリー基準を策定する施設＞

・乗降場、通路(傾斜路、エレベーター等の施設を含む)、その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

## 【バリアフリー基準の例】

### 乗降場

＜視覚障害者誘導ブロック等＞



#### バリアフリー基準(案)

・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置する

### 通路

＜傾斜路＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・有効幅員 1.2m以上
- ・階段に併設する場合は 0.9m以上
- ・縦断勾配 8%以下
- ・二段式の手すりを両側に設置

＜エレベーター＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・かごの大きさ 1.4m以上 × 1.35m以上 (エレベーターの台数、かごの大きさは、利用状況を考慮して定める)
- ・出入口の有効幅 0.8m以上
- ・乗降ロビーの幅・奥行き 1.5m以上 × 1.5m以上

### その他の旅客の用に供する場所

＜待合所＞



#### バリアフリー基準(案)

・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける

# 旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)①

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
乗降場	乗降場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造</li> <li>・柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置(視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための)</li> <li>・<b>平たん</b>で滑りにくい仕上げ</li> </ul>	同等  ※道路移動等円滑化基準を参考に「平たん」について規定
通路	通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路幅 : 140cm以上</li> <li>※やむを得ない場合、通路の末端を車椅子の転回に支障のないものとし、50mごとに車椅子を転回できる場所を設け、幅を120cm以上とできる</li> <li>・出入口幅 : 90cm以上(やむを得ない場合80cm)</li> <li>・戸 : 幅90cm以上、自動で開閉又は高齢者・障害者等が容易に開閉(やむを得ない場合: 80cm)</li> </ul>	同等
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅 : 120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)</li> <li>・勾配 : 8%以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%以下)</li> <li>・踊り場: 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場設置</li> <li>・手すり: <b>二段式</b>を両側に設置</li> <li>・色彩: 勾配部と接続通路の明度、色相、彩度の差を大きく</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> </ul>	同等  ※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定

# 旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)②

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
通路	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅: 80cm以上</li> <li>・かごの幅: 140cm以上</li> <li>・かごの奥行き: 135cm以上</li> <li>・乗降ロビーの幅: 150cm以上</li> <li>・乗降ロビーの奥行き: 150cm以上</li> <li>・延長機能: 開扉時間を延長する機能を設置</li> <li>・鏡、手すり、音声設備を設置</li> <li>・操作盤: 車椅子利用者用の操作盤を設置(点字を要する)</li> <li>・エレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める(追加)</li> </ul>	同等
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅: 80cm以上</li> <li>・踏み段: 車椅子のため必要な広さ確保(車止めを設置)</li> <li>・昇降口: 3枚以上の踏み段が同一平面上にあること</li> <li>・上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・色彩: 踏み段端部と周辺の輝度比を大きく</li> <li>・進入可否: 上端・下端付近通路の床面に示す</li> </ul>	同等
	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩: 踏面端部と周辺の輝度比を大きく</li> <li>・手すり: <b>二段式</b>を両側に設置</li> <li>・点字: 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す</li> <li>・回り段: 設置しない</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・つまずきの原因を除く</li> </ul>	同等  <b>※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定</b>



# 旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)③

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
その他の旅客の用に供する場所	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置	同等
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示:男女用の区別、便所の構造(音、点字等でも案内)</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・1以上の車椅子使用者が利用できる便所</li> <li>・1以上の高齢者・障害者等のための便所</li> </ul>	同等
	乗車券販売所 待合室 案内所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅:80cm以上</li> <li>・段差:車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない ※やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</li> <li>・文字により意思疎通を図るための設備を設置</li> </ul>	同等
	発券機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>	同等
	案内標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所 :エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩施設</li> </ul>	同等
	視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者誘導用ブロック設置場所 :エレベーター乗降口の通路に設ける操作盤、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板、便所の出入口、乗車券等販売所との間の経路を構成する通路</li> <li>・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>	同等
	休憩設備 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の休憩設備を一以上設置</li> <li>・優先席を設ける場合は、優先的な利用の対象者を表示</li> <li>・照明設備を設置</li> </ul>	同等

## ソフト基準

# 旅客特定車両停留施設に関するソフト基準の整理

- 旅客特定車両停留施設のうち、以下に該当する設備・構造については、障害者等の円滑な施設利用の支障とならないよう、役務提供に関する基準(ソフト基準)の規定が必要
  - ・人的対応を行うことを前提とする設備、又は人的対応を行うことによって適用除外となる設備
  - ・設置するだけでなく、継続して機能を維持しなければならない設備
- 「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」(座長:秋山哲男 中央大学教授)において検討中の、公共交通機関の旅客施設のソフト基準と同等とする

## 【ソフト基準の規定が必要な設備・構造】

人的対応が必要な設備

継続して機能を維持しなければならない設備

①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造

②職員等が求めに応じてすることが必要な設備

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

④運行情報提供設備

⑤照明設備

⑥音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

## ハード基準

### ①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造

#### 【対象】

- ・通路に設置するエレベーター、エスカレーター等
- ・乗降場

#### 【該当する基準例】

##### (通路)

通路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

##### (乗降場)

旅客特定車両停留施設の乗降場は、当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

## ソフト基準(案)

#### 【課題】

段差解消のために設置されたエスカレーターや、車椅子使用者の円滑な利用のために必要な施設・構造(例:階段昇降機)などにおいては、職員等による安全確認や昇降の操作、設置等が必要なものがある。



上述施設を設置する場合は、以下のとおり役務基準を規定

#### 【基準(案)】

##### (通路)

車椅子使用者が通行するために必要な役務の提供を行うこと。

##### (乗降場)

車椅子使用者が乗降するために必要な役務を提供すること。



階段昇降機

出典: 京都府HP



リフト付きバス

出典: 日本バス協会HP

## ハード基準

### ②職員等が求めに応じて対応することが必要な設備

#### 【対象】

・乗車券等販売所、待合所及び案内所

#### 【該当する基準例】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)  
は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

## ソフト基準(案)

#### 【課題】

車椅子使用者や聴覚障害者と職員等が円滑に意思疎通を図るため、求めに応じて、職員等は必要な役務を提供する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

#### 【基準(案)】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所においては、聴覚障害者からの求めに応じ、文字により意思疎通を図ること。



筆談ボード

出典：：新宿高速バスターミナル(株)

## ハード基準

### ③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

#### 【対象】

- ・視覚障害者誘導用ブロック
- ・乗車券等販売所、待合所及び案内所
- ・券売機

#### 【該当する基準例】

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

旅客特定車両停留施設の視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路と乗降口に設ける操作盤、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

##### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ② 前規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

##### (券売機)

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

## ソフト基準(案)

#### 【課題】

視覚障害者誘導用ブロック等において、職員等の配置をもって適用除外としている規定があることから、職員等の誘導等が適切に実施される必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

#### 【基準(案)】

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

職員等は、当該二以上の設備間の誘導を適切に実施すること。

##### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① 乗車券等販売所では、車椅子使用者からの求めに応じ、カウンターの前に出て対応すること。
- ② ①の規定は、待合所及び案内所において、準用する。

##### (券売機)

高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券等の販売を行うこと。



乗車券購入有人対応

## ハード基準

### ④ 運行情報提供設備

【対象】

・運行情報提供設備

【該当する基準例】

(運行情報提供設備)

旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

### ⑤ 照明設備

【対象】

・照明施設

【該当する基準例】

(照明施設)

乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

## ソフト基準(案)

【課題】

運行情報提供設備は、設置するだけでなく、文字等による表示および音声による提供を継続して実施する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(運行情報提供設備)

車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供すること。

【課題】

照明施設は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(通路)

照明施設の照度を確保すること。

(階段)

照明施設の照度を確保すること。

## ハード基準

### ⑥-1 音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

#### 【対象】

・エレベーター

#### 【該当する基準例】

##### (エレベーター)

- ① かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ② 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

## ソフト基準(案)

#### 【課題】

エレベーターの音声による情報提供設備は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

#### 【基準(案)】

##### (エレベーター)

- ① かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖に関する情報を音声により提供すること。
- ② 開閉するかごの出入口に関する情報を音声により提供すること。
- ③ 到着するかごの昇降方向に関する情報を音声により提供すること。



1階です。

扉が閉まります。

上に参ります。

音声案内のイメージ  
(エレベーター)



## ハード基準

### ⑥-2音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

#### 【対象】

- ・エスカレーター
- ・視覚障害者誘導用ブロック
- ・案内標識
- ・便所

#### 【該当する基準例】

##### (エスカレーター)

旅客特定車両停留施設のエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

##### (案内標識)

公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

##### (便所)

障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

## ソフト基準(案)

#### 【課題】 ※再掲

エスカレーター、その他必要な箇所における音声による情報提供設備は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

#### 【基準(案)】

##### (エスカレーター)

当該エスカレーターの行き先及び昇降方向に関する情報を音声により提供すること。

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

経路に関する情報を音声より提供すること。

##### (移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置に関する情報を音その他の方法により提供すること。

##### (便所)

男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造に関する情報を音その他の方法により提供すること。



音声案内のイメージ  
(エスカレーター)



音声案内のイメージ  
(便所)